

お客さま各位

京都中央信用金庫

休眠預金等のお取扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

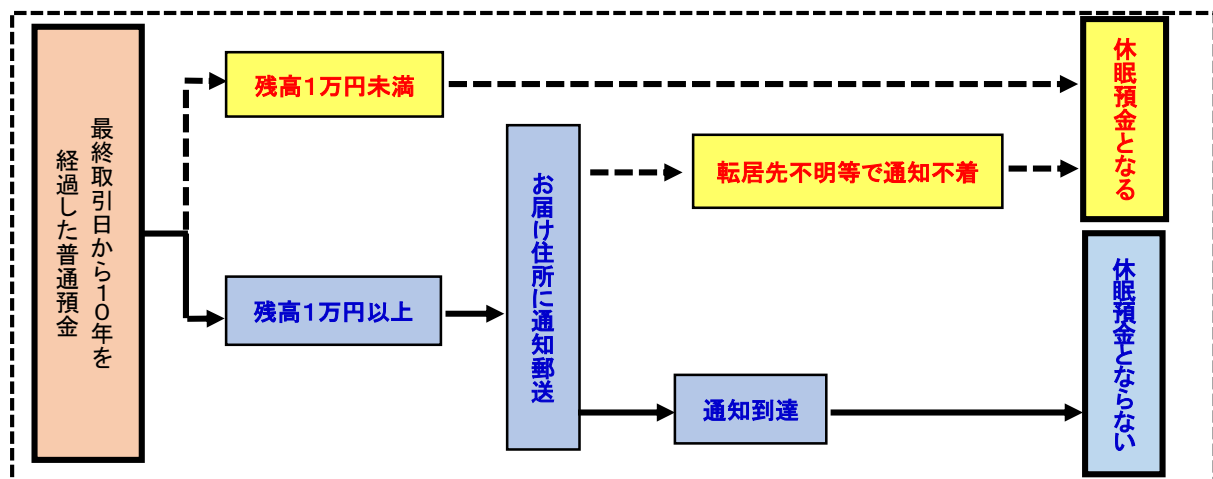
平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」と言います。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」と言います。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ移管させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

- ・ 休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を言います。
- ・ 移管対象となる預金等については事前に当金庫ホームページにおける公告によりお知らせします。
- ・ また、休眠預金等活用法第3条第2項および施行規則第7条第4条に基づき、残高が1万円以上ある場合には公告前に通知書を発送させていただきます。本通知書をお受け取りになられた場合、発送日を基準として10年は休眠預金となることはありません。
- ・ お客さまの預金が休眠預金となっているかご確認いただく場合には、通帳等の口座番号やお取引状況が分かる書類、本人確認書類をお手元にご用意のうえ、お取引店またはお近くの京都中央信用金庫にお申し出ください。
- ・ なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に移管された預金等につきましては、お客さまの申し出により払戻しをさせていただくこととしています。

《普通預金が休眠預金となる取引の一例》



2. 休眠預金規定の制定について

休眠預金等活用法の施行にともない、本法令における「最終異動日等の取扱い」や「預金保険機構への支払請求にかかる委任」等について定めた「休眠預金規定」を制定します。

規定の内容については、[こちら](#)をご参照ください。

3. 休眠預金等活用法に基づく異動事由について

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。こちらの異動事由に該当するお取引をいただいている場合、休眠預金となることはありません。

※ 「休眠預金規定」にて指定する当金庫ホームページとは本ページのことを指します。

(1) 法定の異動事由

- ・ 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ・ 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握できる場合に限りします。）
- ・ お客さまから、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

（a）公告の対象となる預金であるかの該当性

（b）公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可申請事由は次項のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越
普通預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越 ② 預金者等による残高の確認求め（当金庫が把握できる方法に限りします。※1） ③ 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限りします。※2） ④ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

預金等の種類	認可を受けた事由
貯蓄預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越 ② 預金者等による残高の確認求め（当金庫が把握できる方法に限ります。※1） ③ 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限ります。※2） ④ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
納税準備預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越
自由金利型定期預金（M型）	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限ります。※3） ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
定額複利定期預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限ります。※3） ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
自由金利型定期預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限ります。※3） ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
定期積金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。） ② 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
積立定期預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。）

預金等の種類	認可を受けた事由
通知預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限ります。※3）
期日指定定期預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限ります。※3） ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
変動金利定期預金	① 預金者等の申出による通帳又は証書発行、記帳若しくは繰越（通帳・証書の記帳において、記帳する取引がなかった場合を除きます。） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（当金庫が把握できる方法に限ります。※3） ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

※1：当金庫ATMを利用した残高照会

※2：当金庫ATMを利用したキャッシュカード利用限度額変更、暗証番号変更、定期預金満期払戻予約、およびキャッシュカード発行（再発行）

※3：総合口座への組入または解除、および通帳式から証書式（証書式から通帳式）へ変更

以上